

議 事 録 (要 旨)

平成30年3月28日(水)午後2時から福井市役所本館8階 第8会議室A Bにおいて
3月定例会が開催された。

議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第56号議案	農用地利用集積計画の決定について	原案どおり可決
第57号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第58号議案	現況証明について	〃
第59号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第60号議案	相続税の納税猶予に係る適格者証明について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第56号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第57号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第58号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第59号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の取消の確認について
第60号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第61号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き 続いて行っている旨の証明の確認について
第62号報告	農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の報告について

3 その他

出席委員 23名

1番	小寺義則	
2番	田谷美千代	
3番	伊藤義明	
4番	小寺辰夫	
5番	鈴木肇	
6番	武澤義明	(会長職務代理者)
7番	吉川孚	
8番	加藤新市	
9番	阿部勝征	
10番	細江昭夫	(会長)
11番	北川健	
12番	池田敏雄	
13番	市村武男	(参与)
14番	浅川健次	
15番	北定	
16番	長谷川忠夫	
17番	田端秀雄	(参与)
18番	笠原英夫	
19番	池森幹夫	
21番	廣部厚	
22番	山本清幸	(参与)
23番	吉田光範	
24番	田村洋子	

欠席委員 1名

20番 堀内敏正

事務局出席職員

農業委員会事務局

局長	石川行芳
主任	高間紀英
主幹	猪坂朋彦
主査	小林恵美
主査	中出剛史
主事	伊藤平剛
主事	富松一博
主事	松田幸治

開催 午後2時

(細江会長 挨拶)

10番
細江会長
(議長)

ただ今から3月の定例会を開催いたします。
なお、堀内委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮り
したいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第18条第2
項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号24番田村委員、1番小寺義則委員、ご両名よろしくお願いま
す。
それでは、議事に入ります。
第56号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第56号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

21番
廣部委員

清水西地区の案件ですが、遠距離にある法人が借り受けているんですね。
また遠距離なので、その貸借の金額はそんなに高くないと思われます。近隣
の人に借り受けのあっせんをさせていただいてもいいのではないかと、と思いま
す。そういったことはしないのですか。

局長

利用権設定の書類を事務局の窓口が届いた時点ではすでに貸借の契約が
済んでいる話ですから、その前の話となりますと、こういったことは農業委
員、農地最適化推進委員のお仕事ではないか、と思われます。先をもってお
話をさせていただいて、もし良い条件の案件があればそういったお話を農業委
員会にもってきていただいてもいいと思います。

6番
武澤 会長
職務代理者

一般的に国が指定した中間管理機構にお任せする場合と直接農業委員会
をお願いする場合の2つがあります。農業委員会としても、休耕地について
は中間管理機構に預けていただけるよう、農業委員会だより等を通してお願
いをしています。皆様もそういったことも意識していただきたいと思います。

議 長 他にございませんか。

(他に声なし)

議 長 他にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第56号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よってそのように決しました。
続きまして、第57号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」
を議題といたします。なお、第57号議案中、7番の案件につきましては、
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当しますので、委員
番号9番阿部委員には審議終了まで退席をお願いします。

(阿部委員 退席)

議 長 それでは、第57号議案中、7番の案件について、事務局の説明を
求めます。

(第57号議案中7番の案件 説明)

議 長 ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長 特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第57号議案中、7番の案件に対し、原案のとおり許可することにご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よってそのように決しました。
阿部委員に入場をお願いします。

(阿部委員 入場)

議 長

阿部委員に報告します。第57号議案中、7番の案件につきましては、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、第57号議案中、7番を除く案件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第57号議案中7番を除く案件 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第57号議案中、7番を除く案件に対し、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

したがいまして、第57号議案は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第58号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第58号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました北川委員から報告をお願いします。

11番

北川委員

第58号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

3月19日に、武澤会長職務代理者、各地区担当委員1名、事務局3名と私の合計6名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、現況証明書の交付について問題ないと思われま。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第58号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よってそのように決しました。
続きまして、第59号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第59議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6番
武澤 会長
職務代理者

第59号議案に関する現地調査につきましてご報告します。
3月19日に、北川委員、地区担当委員1名、事務局3名と私の合計6名で実施しました。
調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりです。
また、現況及び周辺農地への影響から判断し、照会に対しては、「農地でない」と回答することが適当と思われまます。
以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第59号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よってそのように決しました。
続きまして、第60号議案「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第60号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を
当番委員でありました北川委員から報告をお願いします。

11番
北川委員

第60号議案につきまして、去る3月19日、私と武澤会長職務代理者及
び事務局職員と現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
調査結果につきましては、事務局より説明のありましたとおり水田は水稲
の収穫済で、転作大麦の栽培がなされており、畑についてはハウスでの野菜
の栽培や保安全管理が見られ、いずれも対象地が農業経営目的に利用されてい
ることを確認いたしました。
従いまして、本案件につきましては農業相続人として適格者証明を交付す
ることについて問題ないものと思われまます。
以上、報告を終わります。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第60号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ござい
ませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
よってそのように決しました。
続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも
事務局長専決により処理した案件でございます。
それでは、第56号報告 ないし 第62号報告を、一括して議題といたし
ます。事務局の説明を求めます。

事務局

(第56号ないし第62号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

5 番
鈴木委員

資料 5 の 1 ページの相続税猶予のところ、相続開始年月日が平成 29 年 6 月 2 日ですが、申請日が平成 30 年 2 月 27 日となっています。新規の申請願だからと思いますが、その理由を教えてください。

6 番
武澤 会長
職務代理人

相続の開始した日から 10 箇月の期限がございます。

議 長

他にありませんか。

(他に声なし)

議 長

他にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程説明)

議 長

本日の審議内容の総括を、武澤会長職務代理人よりお願いします。

6 番
武澤 会長
職務代理人

第 56 号議案から第 60 号議案まで、妥当な決定をいただきました。
また、事務局長専決の第 56 号報告から第 62 号報告までは、報告のとおりご承認をいただきました。
以上でございます。

議 長

これをもちまして、3月の定例会を閉会いたします。

午後 2 時 55 分閉会